

(令和4年度補正予算「社会課題解決スタートアップ等の海外市場開拓支援事業」)  
「日本のスタートアップによる ASEAN 企業との協業を通じた海外展開促進事業」に係る公  
募について

## 1. 事業趣旨・目的

昨今、ASEAN は、デジタル技術を活用し社会課題を解決するリープフロッグ型のスタートアップを輩出する等、連続的なイノベーションを起こしている。また、経済発展が進み、市場規模も拡大していることから、中国、韓国はもとより、欧米からの投資を集めている。一方、このような経済成長に伴う社会の急激な変化を余儀なくされており、都市部と地方の間の発展の不均衡、所得格差の広がりといった様々な社会課題が顕在化し始めている。

日本のスタートアップは、こうした社会課題解決に資するソリューションを持った企業が多数存在し、ASEAN 企業（財閥・スタートアップ等）との協業による ASEAN の社会課題解決への貢献の可能性は高い。

一方、日本のスタートアップの海外展開には現地の諸規制やマーケットの情報が限られているといった課題があるほか、協業先の発掘やアプローチ方法、ピッチや協業に向けた交渉の進め方、現地エコシステムにおけるネットワークの構築の仕方等、海外展開のためのノウハウが不足している。

こうした日本のスタートアップの海外展開を後押しするため、本事業では、現地の社会課題ニーズを把握した上で、ASEAN 企業との協業を通じた現地の社会課題解決に貢献することに関心がある日本のスタートアップを選定し、ASEAN 企業との協業創出のための実践型の伴走支援を行う。

## 2. 業務内容

日アセアン経済産業協力委員会（AMEICC）より事務局（以下「AMEICC 事務局」という。）を委任された一般財団法人海外産業人材育成協会（以下「AOTS」という。）から委託を受けて、本事業の受託者は、以下の日本のスタートアップ向けの伴走支援プログラム（以下、「伴走支援プログラム」という。）にかかる業務を実施する。具体的な実施内容、実施方法については提案によるものとし、AMEICC 事務局及び経済産業省貿易経済協力局投資促進課とよく相談をした上で実施すること。

### ■伴走支援プログラムの概要

内容：ASEAN の社会課題解決を目的として、日本のスタートアップを対象に、伴走支援プログラムの事務局の役割を果たす受託者が、個別メンタリングを通じた戦略策定支援、現地におけるパートナー企業の探索、現地企業との面談・商談への同席・アドバイス、ピッチイベントに向けたアドバイス等を実施し、共同事業や共

同研究、資本提携、JV の設立等、ASEAN 企業との具体的な協業事例の創出を目指すプログラム。

ASEAN 域内のうち、事業実施地域を以下の 2 つに分け、それぞれの地域毎に担当する受託者を決定の上、事業を実施する。なお、十分な体制が整っていることを前提とし、a と b の両方の地域を 1 社で受託しても構わない。

- a シンガポール、タイ、マレーシア
- b インドネシア、ベトナム、フィリピン

対象企業：ASEAN の社会課題解決に資するソリューションを持ち、すでに ASEAN 域内への進出に向けた取組や ASEAN 企業との協業に向けた取組を行っている日本のスタートアップ（主にミドルステージ（若しくはレイターステージ）のスタートアップを想定）

参加企業数：以下のとおり。

- a の地域（シンガポール、タイ、マレーシア）：11 社～15 社
- b の地域（インドネシア、ベトナム、フィリピン）：11 社～15 社

参加企業の募集・選定方法：基本的に提案によるものとする

実施期間：約 7 ヶ月間（募集・選定期間除く）

実施内容：以下のプログラムを含めること

- ① 個別メンタリングを通じた戦略策定支援（知的財産戦略含む）
- ② 協業候補先のショートリストの作成
- ③ 有望現地企業の紹介
- ④ 参加企業の協業ニーズを踏まえた ASEAN の企業等との面談アレンジ、面談に向けたアドバイス、面談・商談等への同席、面談後のフィードバックを含む協業に向けたフォローアップ。

面談は日本企業 1 社あたり 10 社程度設定し、原則現地で実施。

※ASEAN 企業等との面談に繋げることを主な目的として、必要があれば、他機関が実施するピッチイベントやネットワークイベントへの参加支援や受託者自身によるイベントの実施に取り組む。

## ■委託業務

- (1) 伴走支援プログラムの準備、実施
- (2) 伴走支援プログラムの広報
- (3) 伴走支援プログラム参加企業の公募及び選定
- (4) その他、(1)～(3)に付帯する業務

業務の実施にあたり以下の点を考慮すること。

- ・全体を通してスタートアップの海外展開や現地企業との協業に向けた交渉戦略等に係る知見を持つ専門家（メンター、アクセラレーター等）によるサービスが提供できる

体制を整えること（外注も可）。参加企業1社に対し、最低1名の専門家を割り当て、面談への同席を含む協業に向けたアドバイスを提供すること。

- ・本プログラム内において面談アレンジ等を行うにあたり、参加企業に対し、事業実施の対象となる ASEAN 地域が抱える社会課題やそれらを踏まえた現地企業の協業ニーズ（日本企業に求める技術等）、協業候補企業に関する情報を適宜提供すること。
- ・本プログラム参加企業の現地渡航にかかる費用は参加企業の自己負担とすること。
- ・本プログラムの専用ページ（自社 HP 内も可）を用意し、プログラムの概要や選定企業情報等を掲載するとともに、それらの周知に努めること。
- ・事業実施地域内への進出を検討する日本スタートアップに対し募集を行うこと。
- ・参加企業の採択後、本プログラムの実施を通じて、参加企業が事業実施地域の変更を申し出た場合、変更後の地域を担当する受託者による十分な支援が可能であれば、当該受託者は当該参加企業の支援を継続すること。

### 3. 留意事項

- (1) 本事業は、日本と ASEAN 各国の政府・企業関係者等と密に連絡を取る必要があるため、受託者においては、日本及び ASEAN 地域の双方におけるネットワーク（特に現地エコシステム関係者とのネットワーク）を有し、現地の社会課題やそれらを踏まえた現地企業の協業ニーズ（日本企業に求める技術等）を事前に把握しているとともに、参加企業に対し、上記を踏まえて、協業に向けた具体的な提案・アドバイスができること。なお、追加の情報収集や連絡調整等の柔軟な対応ができることが望ましい。また、本事業の実施にあたっては、AMEICC 事務局及び経済産業省貿易経済協力局投資促進課ともよく連携すること。
- (2) 本事業の進捗状況については、最低2か月に1度は AMEICC 事務局及び経済産業省貿易経済協力局投資促進課からの指示に応じて適宜報告を行うこと。
- (3) 本事業の実施結果等については、経済産業省と独立行政法人日本貿易振興機構（以下「JETRO」という。）が協力して運営している海外企業と日本企業の協業促進のためのビジネスプラットフォームである「J-Bridge」の高度化に繋げるため、JETRO とも共有・連携を行う前提であることを認識すること。

### 4. 成果物

- (1) 以下の事項を含んだ事業報告書（日本語）：
  - ・ 伴走支援プログラムの実施概要（参加スタートアップ、面談実績、等）事業報告書の概要版（英語）を作成すること。
- (2) 納品形態：電子媒体
- (3) 提出期限：2025年3月31日（月）

(4) 提出場所：以下の①、②が指定するデータ送付方法及び送付先に従って、それぞれに対して提出すること。また、適宜求めに応じ、印刷物も納入すること。

① (一財)海外産業人材育成協会  
経済連携推進部 AMEICC 事務局支援グループ  
東京都足立区千住東 1-30-1  
TEL：03-3888-8213

② 経済産業省貿易経済協力局投資促進課  
東京都千代田区霞が関 1-3-1  
TEL：03-3501-1662

## 5. 契約要件

- (1) 契約形態：履行割合型準委託
- (2) 採択件数：最大 2 件
- (3) 契約期間：契約日（2024 年 4 月予定）より 2025 年 3 月 31 日までとする。
- (4) 契約金額：1 つの事業実施地域で 109,000,000 円（消費税を含む）を上限とする（事業実施地域 a と b の合計が 218,000,000 円（消費税を含む））。なお、最終的な実施内容、契約金額については、採択された企画提案を確認・調整した上で決定することとする。なお、受託者は、委託金の実績額（消費税を含む）の 50%以上の委託業務を第三者に委託すること（請負その他委託の形式を問わず、委託業務の一部を第三者に委託すること。以下、「再委託」という。）はできない。また、一般管理費の算定は、再委託費を除いた直接費に一般管理費率を乗じて行い、一般管理費率は 10%を上限とする。
- (5) 契約者：一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）
- (6) 支払い：事業終了時に受託者より提出される実績報告書及び本業務に要した経費の証憑に基づき、原則として現地調査を行って支払額を確定し、精算払いする（円貨により銀行振込）。なお、支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計であるため、全ての支出において帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。これを満たさない支出については、支払額の対象外となる可能性もある。

## 6. 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成 15・01・29 会課第 1 号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

- (3) 本業務を的確に遂行するに足る組織・体制及び人員等を有していること。
- (4) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 日本に法人格を有するものであること。
- (6) 2024年2月において有効な、国の各省各庁における競争参加者資格審査により、役務提供等（調査・研究）の「D」の等級又はそれ以上の等級に格付されている者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと（手続き開始の決定後、再認定を受けている者を除く）。

## 7. 参加意思表示及び質疑

### (1) 参加意思表示

本企画競争への参加を希望する場合は、2024年3月1日（金）午後3時【必着】までに公募申請書をE-mail添付で送付して参加意思を表明すること。

### (2) 質疑

質疑受付期限：2024年3月1日（金）午後3時【必着】

質疑受付方法：E-mailで受け付ける

質疑回答：受け付けた全ての質問については、2024年3月6日（水）午後4時までに、公募への参加の意思表示をされた全ての方にE-mailにて開示する。

## 8. 応募方法

本公募要領を熟読の上、上記6.の応募資格を満たしていることを確認し、2024年3月15日（金）午後4時まで【必着】に、下記9.の応募書類をAOTSの大容量ファイル受送信システムを使用して提出すること。（送信方法については個別に案内する。）

応募書類の宛先

一般財団法人海外産業人材育成協会

経済連携推進部 AMEICC 事務局支援グループ

担当：鮎合（あいごう）、木戸（きど）

E-mail：kobo-amcschien-wc@aots.jp

## 9. 応募書類

### (1) 公募申請書

(2) 企画提案書

様式第1 業務従事予定者の経歴、職歴、資格

様式第2 類似業務経験

様式第3 業務支援体制

様式第4 作業計画・要員計画

様式第5 受託業務費見積書

なお、事業実施地域 a、b の両方において業務の受託を希望する場合は、全ての様式  
を事業実施地域ごとに作成すること。

(3) 会社概要（事業概要）書

(4) 直近3年分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）（企業の単体ベース。た  
だし、連結がある場合には、連結決算書も併せて提出）

(5) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書／3ヶ月以内のもの）

(6) 2024年2月において有効な国の各省各庁における資格審査結果通知書（全省庁統  
一資格）

※ (1)、(2) は、所定の様式（当協会ホームページの本企画競争公告よりダウン  
ロード可）

## 10. 審査方法

(1) 提出された応募書類に基づき、事業実施地域ごとに企画競争方式による審査を行  
う。審査は、提出書類に基づく書面審査によるが、場合によりヒアリング等を行うこ  
ともある。

技術審査項目：

- ・提案内容（提案内容の妥当性・独創性、実施方法の妥当性・独創性）
- ・組織の経験・能力（類似業務の経験、業務実施能力）
- ・業務従事者の知識・経験（本業務分野に関する知識、業務歴）

(2) 審査結果（採択または不採択の決定）は、速やかに通知するものとする。なお、  
採択・不採択の理由等個別の問い合わせについては応じられない。

(3) 応募書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証  
といった一連の業務遂行のためにのみ利用する。なお、提出書類は返却しないので、  
留意すること。

## 11. 問い合わせ先

一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）

経済連携推進部 AMEICC 事務局支援グループ

E-mail: kobo-amcshien-wc@aots.jp

※本件に関する問い合わせは、E-mail にて受け付ける。

以上